IASB Update 2024年2月



IASB Update は、国際会計基準審議会(IASB)の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針及び IFRS®サステナビリティ開示基準に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

関連情報:

- ・ IASB Update 原文はこちら
- ・ IASBボード会議の要約のオーディオ (ポッドキャスト)はこちら

IASB は 2024年2月19日から22日に会議を行った。

目次

作業計画の概要

• IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

リサーチ及び基準設定

- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー(アジェンダ・ペーパー6)
- 料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)
- 持分法(アジェンダ・ペーパー13)
- IFRS 第 9 号の適用後レビュー 減損(アジェンダ・ペーパー27)
- IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー (アジェンダ・ペーパー30)

維持管理及び一貫した適用

- 電力購入契約(アジェンダ・ペーパー3)
- 維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12)
- IFRS 会計基準の年次改善―初度適用企業によるヘッジ会計(IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の 修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12A)
- IFRS 会計基準の年次改善―認識の中止に係る利得又は損失 (IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」の修正): フィードバックの分析 (アジェンダ・ペーパー12B)
- <u>IFRS 会計基準の年次改善―イントロダクション及び信用リスクの開示(IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンスの修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12C)</u>
- IFRS 会計基準の年次改善一公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示(IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンスの修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12D)
- IFRS 会計基準の年次改善―リース負債の認識の中止(IFRS 第 9 号「金融商品」の修正): フィードバックの分析 (アジェンダ・ペーパー12E)
- IFRS 会計基準の年次改善—取引価格(IFRS 第 9 号「金融商品」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12F)
- IFRS 会計基準の年次改善—「事実上の代理人」の判定(IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12G)
- IFRS 会計基準の年次改善―原価法(IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12H)
- IFRS 会計基準の年次改善―第 11 集:発効日及びデュー・プロセス(アジェンダ・ペーパー12I)

- 超インフレではない企業による超インフレ表示通貨の使用(IAS 第 21 号): 開示要求及び経過措置並びにその他の 事項(アジェンダ・ペーパー12J)
- 金融商品の分類及び測定の修正(アジェンダ・ペーパー16)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

IASB は 2024 年 2 月 19 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は次回のアップデートを3か月から4か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー (アジェンダ・ペーパー6)

IASB は 2024 年 2 月 21 日に会合し、情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対する利害関係者のフィードバックを分析した。当該分析で扱ったのは、IFRS 第 15 号の適用に関する事項、すなわち、以下の事項である。

- 契約の中の履行義務の識別
- 本人なのか代理人なのかの検討
- ライセンス供与

契約の中の履行義務の識別 (アジェンダ・ペーパー6A)

フィードバックに対応して、IASB は、以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 「別個」の財又はサービスという概念の適用
- b. 財又はサービスを移転する約束の識別
- c. FASB ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」とのコンバージェンス
- d. 契約の中の履行義務の識別のその他の諸側面

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、結論の根拠の BC105 項及び BC116K 項からの説明の一部を、IFRS 第 15 号の他の諸側面の考え得る明確 化とともに基準書に追加すべきかどうかを、後日において議論することも暫定的に決定した。これらの説明は、上記(a)のいくつか の側面を明確化するのに役立つとともに、他の考え得る明確化と組み合わせて、基準設定を正当化するのに十分な IFRS 第 15 号の改善をもたらす可能性がある。

14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

本人なのか代理人なのかの検討(アジェンダ・ペーパー6B)

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

a. サービス及び無形資産に対する支配の判定に関する事項を優先度低に分類し、この事項を次回のアジェンダ協議で検討する。

- b. 以下に関する事項について追加の行動は取らない。
 - i. 支配の概念とB37項における指標との関係の明確化
 - ii. 財又はサービスを中間業者を通じて販売する供給者の顧客の識別
 - iii. 本人なのか代理人なのかの判定を要する取決めにおける履行義務の識別
 - iv. 本人なのか代理人なのかの判定に関する開示要求の適用
 - v. 本人なのか代理人なのかの判定のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(b)の(i)から(v)に賛成した。

IASB は、結論の根拠の BC385H 項及び BC385E 項からの説明の一部を、IFRS 第 15 号の他の諸側面の考え得る明確 化とともに基準書に追加すべきかどうかを、後日において議論することも暫定的に決定した。これらの説明は、上記(b)(i)及び (b)(ii)のいくつかの側面を明確化するのに役立つとともに、他の考え得る明確化との組み合わせで、基準設定を正当化するの に十分な IFRS 第 15 号の改善をもたらす可能性がある。

14 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

ライセンス供与(アジェンダ・ペーパー6C)

フィードバックに対応して、IASB は、以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. ライセンス更新の会計処理
- b. ライセンスの性質の判定
- c. ライセンス供与のガイダンスの範囲の決定
- d. 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティの会計処理
- e. ライセンス供与のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(b)から(e)に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックの分析について議論する。

料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

IASB は 2024 年 2 月 22 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における以下に関する提案を再審議した。

- 規制上の合意の境界(アジェンダ・ペーパー9A)
- IAS 第 36 号「資産の減損」の修正(アジェンダ・ペーパー9B)
- 開示要求(アジェンダ・ペーパー9C)

IASBは、公開草案の再審議から生じた新たな考え得る開示要求についても議論した(アジェンダ・ペーパー9D)。

アジェンダ・ペーパー9Eは、アジェンダ・ペーパー9C及びアジェンダ・ペーパー9Dで提案している開示要求の開示例である。IASBはアジェンダ・ペーパー9Eに関しては何も決定を求められなかった。

IASB は、再審議を完了した時点で、料金規制対象活動に関する IFRS 会計基準書(公表予定の RRA 基準書)を公表する。

規制上の合意の境界(アジェンダ・ペーパー9A)

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 財又はサービスを供給する権利が不確定の期間にわたって存在する可能性があることを認識する。
- b. 財又はサービスを供給する強制可能な権利を有する企業は、未回収又は未履行のキャッシュ・フローを、企業が次のいずれかを有している規制資産又は規制負債の測定に含めるという要求を盛り込む。
 - i. 請求する将来の規制料金に金額を加算又は減算することによって、回収する強制可能な権利又は履行する強制 可能な義務
 - ii. 合意の終了時に補償を受け取る強制可能な権利又は補償を支払う強制可能な義務

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IAS 第 36 号の修正 (アジェンダ・ペーパー9B)

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 規制資産を IAS 第36号の範囲から除外するという提案を維持する。
- b. IAS 第 36 号の第 43 項及び第 79 項の修正案を省く。
- c. IAS 第 36 号の適用に関しての追加のガイダンスは提供しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

公開草案における開示要求(アジェンダ・ペーパー9C)

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第72項で提案した、全体的な開示目的を維持する。
- b. 公開草案の第75項から第76項で提案した、開示の集約及び分解に関する提案を維持する。
- c. 公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」(公表予定の PFS 基準書)における原則に従って開示を集約又は分解するために企業が使用し得る特性の例を含める。
- d. 公開草案の第77項で提案した、財務業績に関する具体的な開示目的を維持する。
- e. 公開草案の第78項(a)から(e)における提案を維持する。企業が規制収益及び規制費用の構成要素(規制資産及び規制負債の創出、規制資産の回収、規制負債の履行、規制資産に係る規制金利収益及び規制負債に係る規制金利費用に関するもの)を開示することを要求するものである。
- f. 規制収益又は規制費用のその他の構成要素(規制上の合意の境界の変更によって生じた規制資産又は規制負債の 帳簿価額の変動から生じたものや、規制資産及び規制負債の再測定から生じたものなど)を開示する際に、公表予定 の PFS 基準書における集約及び分解の原則を企業が適用することを要求する。
- g. 公開草案の第79項で提案した、財政状態に関する具体的な開示目的を維持する。
- h. 公開草案の第80項(a)及び第81項における提案を維持する。企業がいつ規制資産を回収し規制負債を履行すると 見込んでいるのかに関する定量的情報を、期間帯を用いて開示することを要求するものである。
- i. 公開草案の第80項(b)における提案を維持する。報告期間の末日現在で規制資産及び規制負債を測定する際に用いた割引率又は割引率の範囲を企業が開示することを要求するものである。
- j. 公開草案の第 80 項(c)における提案を維持する。規制資産について規制上の合意によって提供される規制金利を企業が開示することを要求するものである(企業が最低金利を当該規制資産についての割引率として使用する場合)。
- k. 公開草案の第80項(d)における提案を維持する。リスク及び不確実性が規制資産の回収又は規制負債の履行にどのように影響を与えるのかについての説明を企業が開示することを要求するものである。
- I. 規制資産の回収又は規制負債の履行に影響を与えるリスク及び不確実性について、追加のガイダンスは設けない。
- m. 公開草案の第82項で提案した規制資産及び規制負債の変動に関する具体的な開示要求を、公開草案の第79項 における具体的な開示目的と結合させる。
- n. 公開草案の第 83 項における提案を維持する。規制資産及び規制負債の期首から期末への帳簿価額の調整表を企業が開示することを要求するものである。

- o. 規制資産及び規制負債の重大な変動のうち規制収益又は規制費用の結果ではない変動の例示を含める。
- p. 規制資産及び規制負債の重大な変動のうち規制収益又は規制費用の結果ではない変動についての定性的説明を企業が開示するという要求を含める。
- q. 公開草案の第84項における提案(公開草案の第61項を適用して測定した規制資産及び規制負債の開示に関するもの)を維持する。
- r. 公開草案の第78項における提案を拡張して、企業がその他の包括利益に含めた規制収益又は規制費用の構成要素を区分して開示するという要求を含める。

14 名の IASB メンバー全員が決定(a)から(c)に賛成、14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(d)、(e)及び(g)から(q) に賛成し、14 名の IASB メンバーのうち 8 名が決定(r)に賛成した。

新たな開示(アジェンダ・ペーパー9D)

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有しているかどうかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求されるという具体的な開示目的を含める。
- b. (a)における具体的な開示目的を達成するため、企業が次のことを開示するという要求を含める。
 - i. 企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有しているかどうか
 - ii. 企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有している又は有していないと企業が結論を下した理由
- c. 企業の規制資本ベースの金額を企業が開示するという要求は含めない。
- d. 未認識の規制資産及び未認識の規制負債の性質を企業が開示するという要求を含める。
- e. 規制機関が物価上昇について企業に補償するために使用している(公式の又は実際の)規制上のアプローチを企業が 開示するという要求を含める。
- f. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている開示以外に、長期履行インセンティブに係る規制資産又は規制負債の測定のために不確実な将来キャッシュ・フローを見積るにあたって使用した仮定を企業が開示するという要求は含めない。
- g. 規制資本ベースが自らの有形固定資産と直接的な関係を有していて、借入コストを資産化している企業について、まだ利用可能となっていない資産に係る規制リターンを受け取るかどうかを開示するという要求を含める。
- h. 規制資本ベースが自らの有形固定資産と直接的な関係を有していて、借入コストを資産化している企業について、次の ことを開示するという要求は含めない。
 - i. 規制リターンの債務リターンと資本リターンとの間での内訳、及び請求される規制料金にこれらの規制リターンが含まれる時期
 - ii. それらの規制リターンが関連する規制資産又は規制負債の変動に与える影響

14 名の IASB メンバー全員が決定(a)、(b)、(f)及び(h)に賛成、14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(c)及び(g)に 賛成、14 名の IASB メンバーのうち 12 名が決定(d)に賛成し、14 名の IASB メンバーのうち 11 名が決定(e)に賛成した。

次のステップ

IASB は引き続きプロジェクト提案を再審議する。

持分法(アジェンダ・ペーパー13)

IASB は 2024 年 2 月 1 9 日に会合し、本プロジェクトについての議論を継続した。

公開草案に向けて-IASB の暫定的な決定の明確化(アジェンダ・ペーパー13A)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用する場合には、IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第24号を子会社の段階的な取得に適用する旨を明確化する。
 - 14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。
- b. 投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業に対する追加の持分を購入する場合には、条件付対価の取決め及び繰延税金に IASB の暫定的な決定を適用する旨を明確化する。
 - 14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. IAS 第 28 号の第 10 項を修正して、「関連会社の純資産に対する投資者の持分の変動」に言及するようにする。 14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASBは、本プロジェクトの範囲を維持し、次のような適用上の疑問点を追加しないことを決定した。

- a. 親会社は、段階的に取得し個別財務諸表において取得原価で会計処理する子会社に対する投資の取得原価をどのように測定するか。
- b. 親会社は、持分法を用いて会計処理する投資の取得関連コストをどのように認識するか。
- 14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて-IASB のプロジェクト「開示に関する取組み-公的説明責任のない子会社:開示」との相互関係 (アジェンダ・ペーパー13B)

IASB は、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社:開示」(公表予定の子会社基準書)について、 当該基準書を適用する子会社に次の開示を要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する重要な影響力又は共同支配企業に対する共同支配の取得時において、
 - i. 投資の取得原価の一部として認識した条件付対価の金額
 - ii. 条件付対価の取決めの記述
 - iii. 支払の金額の算定基礎
- b. 子会社が条件付対価を回収若しくは決済するまで又は条件付対価が取消し又は消滅となるまでのその後の各報告期間について、
 - i. 認識した金額の変動(決済時に生じた差額を含む)
 - ii. 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデル入力値
- 14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、公表予定の子会社基準書について、適格な子会社が以下に対するダウンストリーム取引に係る利得又は損失を開示することを要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社及び共同支配企業
- b. 子会社(IAS 第 27 号「個別財務諸表」で認めているように、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を 適用する場合)
- 14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、公表予定の子会社基準書について、適格な子会社が関連会社及び共同支配企業に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示することを要求するように修正する提案をしないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、IAS 第 28 号の修正の公開草案を公表する前に、経過措置についての未解決事項を検討し、要求されているデュー・プロセスの手順が完了したと納得しているかどうかを決定する。

IFRS 第9号の適用後レビュー 一 減損 (アジェンダ・ペーパー27)

IASB は 2024 年 2 月 20 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の要求事項の適用後レビューからのフィード バックについて議論した。

IASBは、以下についての利害関係者の見解の分析について議論した。

- a. 予想信用損失(ECL)の認識に関する一般的なアプローチ(特に、IASB は、グループ内金融商品や購入した資産などの具体的な金融商品に対するこのアプローチの適用に関するフィードバックを検討した。)
- b. 信用リスクの著しい増大(SICR)の判定に関する要求事項

IASB は、ECL の認識に関する一般的なアプローチ及び SICR の判定に関する要求事項に関する事項について、基準設定の行動を取らないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、ECL の認識に関する一般的なアプローチに関する事項について基準設定の行動を取らないという決定に賛成した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名が、SICR の判定に関する要求事項に関する事項について基準設定の行動を取らないという決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用の影響について調査した学術文献の更新されたレビューについても議論した。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックの分析について議論する。

IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー(アジェンダ・ペーパー30)

IASB は 2024 年 2 月 20 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

第9章「連結及び個別財務諸表」の修正案(アジェンダ・ペーパー30A)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準の 9.23 項(b)を削除する。これは、親会社が他の企業に対する議決権の過半数を所有していない場合に、支配が存在していると結論を下した根拠を開示することを SME に要求しているものである。
- b. 基準の 8.6 項に、経営者が SME の会計方針を適用する過程において行う可能性があり、財務諸表に認識される金額 に最も重大な影響を与える判断の種類の例示を追加する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

第 19 章「企業結合及びのれん」の修正案(アジェンダ・ペーパー30B)

IASB は、公開草案で提案した基準の第 19 章の修正(以下を含む)を進めることを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号「企業結合」に示されている段階的に達成される取得(段階取得)についての要求事項を導入すること
- b. 被取得企業に対する非支配持分の測定について公正価値オプションを導入しないこと

c. 事前に存在していた関係から生じた再取得した権利に関しての IFRS 第 3 号の B36 項及び B53 項の適用指針を含めないこと

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 公開草案で提案した第 19 章の付録 B における設例を別個の教育用モジュールに移す。
- b. その別個の教育用モジュールを更新する際に、追加のガイダンス及び設例についての提案を検討する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の修正案(アジェンダ・ペーパー30C)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 次の場合に SME が契約の条件変更を独立した契約として会計処理するという選択肢の提案を撤回する。
 - i. その条件変更で、既存の契約で約束した財又はサービスとは別個のものである追加の財又はサービスがあることにより、既存の契約の範囲が増大する。かつ、
 - ii. その条件変更で、追加の財又はサービスについての企業の独立販売価格及び当該契約の状況を反映するための 当該価格の適切な調整を反映する対価の金額だけ、既存の契約の価格が増加する。
- b. あるオプションが、重要性がある権利を顧客に提供し、そのことによる影響が個々の契約に対して重大である場合に、 SME が当該オプションを独立した契約として会計処理することを要求するという提案を撤回する。
- c. 顧客との契約の獲得の増分コストを SME が回収すると見込んでいる場合に、当該コストを資産として認識することを当該 SME に要求するという提案を撤回する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

その代わりに、IASB は SME に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 次の場合には、契約の条件変更を独立した契約として会計処理する。
 - i. その条件変更で、既存の契約で約束した財又はサービスとは別個のものである追加の財又はサービスがあることにより、既存の契約の範囲が増大する。かつ、
 - ii. その条件変更で、追加の財又はサービスについての企業の独立販売価格及び当該契約の状況を反映するための 当該価格の適切な調整を反映する対価の金額だけ、既存の契約の価格が増加する。
- b. SME が過大なコストや労力を掛けずに行うことができる場合には、重要性がある権利を顧客に提供するオプションを独立した履行義務として会計処理する。
- c. 顧客との契約の獲得のコストを発生時に費用として認識する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、SMEに次のことを要求する提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 別個の財又はサービス(あるいは財又はサービスの東)を移転するそれぞれの約束を識別する。
- b. 変動対価に関連した不確実性が解消される際に、変動対価の金額が支払われるべきものとなる可能性が非常に高い 範囲でのみ、変動対価の金額を取引価格に含める。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

a. 基準における非資金対価の記述に「バーター」という用語を含める。

- b. 基準に次のものを別々に含める。
 - i. SME が非資金対価の公正価値を測定するという要求
 - ii. 非資金対価の公正価値を測定するという要求の免除
- c. 独立販売価格の見積り方法に関するガイダンスを基準には含めないが、このガイダンスを基準に関する教育的資料に含める。
- d. 基準において、SME が変動対価を配分するという要求を、 SME が割引を配分するという要求と結合させる。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、公開草案における提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

電力購入契約 (アジェンダ・ペーパー3)

IASB は 2024 年 2 月 21 日に会合し、プロジェクトのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、IFRS 第9号「金融商品」の考え得る修正について引き続き議論する。

維持管理及び一貫した適用(アジェンダ・ペーパー12)

IASB は 2024 年 2 月 20 日に会合し、次のことについて議論した。

- 公開草案「IFRS 会計基準の年次改善―第 11 集」で提案した修正(アジェンダ・ペーパー12A から 12I)
- 超インフレではない企業による超インフレ表示通貨の使用に関するプロジェクト(アジェンダ・ペーパー12」)。

IFRS 会計基準の年次改善―初度適用企業によるヘッジ会計(IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正):フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12A)

IASBは、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASBは、IFRS 第1号のB5項からB6項をIFRS第9号「金融商品」との整合性を改善するために修正し、IFRS会計基準のアクセスしやすさ及び理解可能性を改善するために相互参照を追加することを提案していた。

IASBは、これらの修正案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善―認識の中止に係る利得又は損失(IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の修正):フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12B)

IASB は、IFRS 第7号「金融商品:開示」の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、陳腐化した相互参照及び関連する文言を更新するために IFRS 第7号の B38 項を修正することを提案していた。

IASBは、この修正案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善—イントロダクション及び信用リスクの開示(IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンスの修正):フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12C)

IASB は、IFRS 第7号「金融商品:開示」に関する適用ガイダンス(ガイダンス)の IG1 項及び IG20B 項の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、当該ガイダンスは IFRS 第7号のすべての要求事項を例示するものではないことを明確化した記載を追加するためにガイダンスの IG1 項を修正すること、及びガイダンスの IG20B 項の文言を簡素化するように修正することを提案していた。

IASBは、これらの修正案を次のように進めることを暫定的に決定した。

- a. ガイダンスの IG1項の修正(軽微な文言変更を加えた上で)
- b. ガイダンスの IG20B 項の修正(変更なし)

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善一公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示(IFRS 第 7 号に関する適用ガイダンスの修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12D)

IASB は、ガイダンスの IG14 項の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、IFRS 第 7 号の第 28 項との整合性を改善するためにガイダンスの IG14 項を修正することを提案していた。

IASBは、当該修正案を軽微な文言変更を加えた上で進めることを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善―リース負債の認識の中止(IFRS 第 9 号「金融商品」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12E)

IASB は、リース負債の認識の中止に関しての IFRS 第 9 号「金融商品」の修正案に対するフィードバックについて議論した。 IASB は、当該基準書における認識の中止の要求事項を適用する借手にとっての混乱の可能性を解消するために、IFRS 第 9 号の 2.1 項(b)(ii)を IFRS 第 9 号の 3.3.3 項への相互参照を追加するように修正することを提案していた。また、IASB は、当該基準書の 2.1 項(b)(ii)を借手が当該修正を最初に適用する事業年度の期首以後に消滅するリース負債に適用することを借手が要求されることも提案していた。

IASBは、当該修正案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善―取引価格(IFRS 第 9 号「金融商品」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12F)

IASB は、取引価格に関しての IFRS 第 9 号「金融商品」の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、「取引価格」という用語の使用を明確化するために、IFRS 第 9 号の 5.1.3 項及び付録 A を修正することを提案していた。

IASBは、当該修正案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善―「事実上の代理人」の判定(IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正): フィードバックの分析(アジェンダ・ペーパー12G)

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、B74 項から B73 項 との不整合を除去するために IFRS 第 10 号を修正することを提案していた。

IASBは、当該修正案を軽微な文言変更を加えた上で進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善―原価法(IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正): フィードバックの分析 (アジェンダ・ペーパー12H)

IASB は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案に対するフィードバックについて議論した。IASB は、IFRS 会計基準ではもはや定義されていない「原価法」への言及を削除するように IAS 第 7 号の第 37 項を修正することを提案していた。

IASBは、当該修正案を進めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 会計基準の年次改善一第 11 集:発効日及びデュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー12I)

IASBは、公開草案で提案した修正についてのデュー・プロセスの手順について議論した。

IASB は、企業は IFRS 第 1 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 9 号、IFRS 第 10 号及び IAS 第 7 号の修正を 2026 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求され、早期適用が認められることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は修正を再公開せずに最終確定することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

修正の公表に反対票を投じる意向を示した IASB メンバー全員はいなかった。

次のステップ

IASB は修正を 2024 年第 3 四半期に公表する予定である。

超インフレではない企業による超インフレ表示通貨の使用(IAS 第 21 号): 開示要求及び経過措置並びにその他の事項(アジェンダ・ペーパー12J)

IASBは、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」のこれらの側面について議論した。

a. 開示要求

- b. 経過措置及び早期適用
- c. 表示通貨はいつ超インフレとなるのか、又はいつ超インフレでなくなるのか

開示要求について、IASB は次のように提案することを暫定的に決定した。

- a. 機能通貨が超インフレではない在外営業活動体の業績及び財政状態を超インフレ表示通貨に換算する企業は、当該在外営業活動体に関する要約財務情報を開示することを要求される。
- b. 修正案の範囲に含まれる企業は、財務諸表(又は在外営業活動体の業績及び財政状態)及び過去の期間に係る対応する数字が、直近の財政状態計算書日現在の期末日レートで換算されている旨を開示することを要求される。
- c. 表示通貨が超インフレではなくなった企業は、その旨を開示することを要求される。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。

経過措置及び早期適用について、IASB は次のように提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 会計基準を既に適用している企業は、企業が修正案を最初に適用する際に、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って修正を遡及適用することを要求される。
- b. IFRS 会計基準を既に適用している企業は、企業が修正案を最初に適用する際に、IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている情報を開示することを免除される。
- c. 初度適用企業についての経過的な救済措置は設けない。
- d. IFRS 会計基準を既に適用している企業は、修正案を発効日よりも早く適用することが認められ、早期適用した旨を開示することを要求される。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

超インフレとなったか又は超インフレではなくなった表示通貨について、IASBは次のように提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業の表示通貨が超インフレとなった状況を扱うための具体的な要求事項は含めない。
- b. 企業は、企業の表示通貨が超インフレではなくなった場合には、IAS 第 21 号の第 39 項(b)を前報告期間の期末日後に生じた収益及び費用に将来に向かって適用することを要求される。IASB は、企業は前報告期間の期末日前に生じた収益及び費用を再換算することを要求されないと暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、公的説明責任のない子会社についての開示要求及びデュー・プロセスの手順について議論する。

金融商品の分類及び測定の修正(アジェンダ・ペーパー16)

IASB は 2024 年 2 月 21 日に会合し、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」 (IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の修正案) に対するフィードバックについて議論した。

IASB は次のことについて議論した。

- 契約上のキャッシュ・フローに関する公表予定の開示要求(アジェンダ・ペーパー16A)
- 提案している発効日及び経過措置 (アジェンダ・ペーパー16B)
- デュー・プロセスの手順(アジェンダ・ペーパー16C)
- 公的説明責任のない子会社についての開示要求に関する提案(アジェンダ・ペーパー16D)

契約上のキャッシュ・フローに関する開示要求(アジェンダ・ペーパー16A)

IASBは、公開草案の20B項から20C項で提案した開示要求を、次のことを条件に最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 当該要求事項を、基本的な融資のリスク又はコストの変動に直接には関連しない偶発的事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの金額を変化させる可能性のある契約条件に限定する。
- b. 定量的情報を開示するという要求を、契約上のキャッシュ・フローの考え得る調整の範囲以外の情報を企業が開示する ことを認めるように変更する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

発効日及び経過措置(アジェンダ・ペーパー16B)

IASB は、発効日を 2026 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に設定することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 公開草案で提案した経過措置を最終確定する。
- b. 元本及び利息のみの支払に関する要求事項並びに契約上のキャッシュ・フローの変動に関する IFRS 第7号の開示要求の修正について、他の修正とは区分して、早期適用を認める。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセスの手順(アジェンダ・ペーパー16C)

IASB は、公表予定の IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正について、これらの公表予定の修正に対する IASB の暫定的な改訂を再公開せずに、書面投票プロセスを開始することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

2名の IASB メンバーが、この修正の公表に反対票を投じることを検討しているとの考えを示した。

公的説明責任のない子会社についての削減された開示要求(アジェンダ・ペーパー16D)

「キャッチアップ」公開草案(公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社:開示」を公表した後、2024 年後半に IASB が公表する計画である)について、IASB は次のことを決定した。

- a. その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定した資本性金融商品に関する公表予定の IFRS 第 7 号の修正は含めない。
- b. 契約上のキャッシュ・フローの変動に関する公表予定の IFRS 第7号の修正を含める。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は最終的な修正を書面投票のために作成する。